

災害時における浄化槽の点検・復旧に関する応援協定書

大分県（以下「甲」という。）と公益財団法人大分県環境管理協会（以下「乙」という。）とは、大分県内での災害時における浄化槽の緊急点検・応急復旧等（以下「点検・復旧」という。）に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙に対し災害時における浄化槽の点検・復旧に関する応援を要請することについて必要な事項を定め、もって公共用水域等の水質保全と被災浄化槽の早期復旧を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において「応援」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 乙及び乙の部会員による浄化槽の緊急点検及び実態調査の実施
- (2) 浄化槽の部品交換、補修工事及び応急復旧等に係わる乙の部会員の斡旋
- (3) 乙の部会員保有の仮設トイレの斡旋
- (4) 前3号に掲げるもののほか、浄化槽の点検・復旧に関する必要な行為

（応援要請）

第3条 甲は、被災市町村からの要請があったときは、乙に対し応援を要請するものとする。

2 前項の規定による乙への応援の要請は、原則として次に掲げる事項を示して文書により行うものとする。

ただし、文書による要請のいとまがないときは、口頭または電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 応援を要請した被災市町村の名称
- (2) 要請する応援の内容
- (3) その他必要な事項

（応援の実施）

第4条 乙は、応援の要請を受けた場合は、乙の部会員等の協力を得て、可能な範囲でこれに応ずるものとする。

（関係団体との連携）

第5条 乙は、応援が円滑に行えるよう、関係団体、乙の部会員等との連携強化に努めるとともに、緊急連絡網の整備及び災害時における応援に関する訓練を常日頃から行うものとする。

（被災市町村との協議）

第6条 被災市町村と乙は、応援の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

（実施報告）

第7条 乙は、第2条第2項に規定する応援を実施したときは、速やかに文書により甲に報告するものとする。

(経費負担)

第8条 浄化槽の点検・復旧に要する経費は、応援を要請した市町村が負担するものとし、その額は適正価格とし、当該点検・復旧を実施した乙の部会員と当該市町村が協議のうえ、決定するものとする。

(災害対策会議等への参画)

第9条 甲は、必要あると認めた場合は、乙に対し、大分県災害対策本部等の主催する関係会議に出席を求めることができる。

(連絡窓口)

第10条 この協定に伴う事務は、甲においては大分県生活環境部廃棄物対策課、乙においては公益財団法人大分県環境管理協会事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の浄化槽を所管する組織が行うものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙で協議のうえ定めるものとする。

(協定の期間および更新)

第12条 本協定の期間は、協定の締結から平成28年3月31日までとする。

ただし、協定期間の満了の日までに、甲もしくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合または甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は1年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有する。

平成27年3月20日

甲 大分市大手町3丁目1番1号
大分県

大分県知事 **広瀬 勝貞**

乙 大分市大字寒田409番地の40
公益財団法人大分県環境管理協会

理事長 **安部 隆**